

## 検討の背景・経緯等

### 1. 消費者契約法の成立・改正経緯

- 平成 12 年成立（平成 13 年施行）
  - ・ 不当な勧誘→契約の取消し
  - ・ 不当な契約条項→無効
- 平成 18 年改正（平成 19 年施行）
  - ・ 適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）導入
- 平成 20 年改正（平成 21 年施行）
  - ・ 差止請求制度の対象を景品表示法及び特定商取引法にも拡大
- 平成 24 年改正（平成 25 年施行）
  - ・ 特定商取引法に新設された訪問購入規制が差止請求制度の対象に
- 平成 25 年改正（未施行）
  - ・ 食品表示法成立に伴い食品表示に関する不当表示が差止請求制度の対象に
- 平成 25 年改正（未施行）
  - ・ 消費者裁判手続特例法成立に伴い、消費者契約法（適格消費者団体に関する規定）の一部を改正

### 2. 見直しの背景

#### ○ 消費者契約法案に対する附帯決議

（衆議院商工委員会平成 12 年 4 月 14 日）

- 6 電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化してくることを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき、分析、検討を行い、必要があれば 5 年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

（参議院経済・産業委員会平成 12 年 4 月 27 日）

- 6 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ 5 年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

#### ○ 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院内閣委員会平成 18 年 4 月 28 日）

- 5 消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦し提案する行為（いわゆる推奨行為）についても消費者被害の発生防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲のあり方についても引き続き検討すること。

○ 消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。平成 25 年 6 月 28 日一部改定）

・重要施策 3. 消費者契約法（施策番号：42 関係）【消費者庁、法務省】

消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・法制審議会における民法（債権関係）改正に関する審議及び消費者委員会における消費者契約法の見直しに向けた検討状況を踏まえ、消費者契約法の規定の在り方の検討	・消費者契約法の見直しに向けて引き続き検討	消費者庁 法務省	

・施策番号 42

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者庁 法務省 関係省庁等	一部実施済み（注） 消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。

### 3. 検討状況

[内閣府国民生活局・消費者庁における検討]

○ 「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」（平成 19 年 8 月）

第 20 次国民生活審議会のもと、「消費者契約法評価検討委員会」において、インターネット取引の進展や高齢社会化に伴う消費者トラブルの事例にも適切に対処して消費者の利益擁護を図る観点から同法の見直しを含めた措置を検討消費者契約法の評価及び論点を検討し、平成 19 年 8 月に取りまとめた。

○ 「平成 19 年度消費者契約における不当条項研究会報告書」（平成 20 年 3 月）

消費者取引の基本となるべき消費者契約法は、なお完成途上であり、実体法・手続法の両面からの整備が強く望まれているという問題意識のもと、業種横断的に、実際に用いられている契約書や約款をもとに、問題となりそうな条項群をとりあげ、そのような条項の持つ法的意味と消費者取引における当事者の権利・義務の分配の公正の観点から検討し、平成 20 年 3 月に取りまとめた。

○ 消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査報告書（平成 24 年 6 月）

平成 23 年度委託事業として、消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査として、消費者契約に関する裁判例等の調査及び分析、適格消費者団体等関係機関のヒアリング等を実施し、平成 24 年 6 月に公表した。

[他府省庁における検討]

○ 消費者委員会「『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点整理の報告」（平成 25 年 6 月）

平成 23 年 12 月から平成 25 年 5 月まで、消費者委員会において、民法・消費者法学者を中心とする「消費者契約法に関する調査作業チーム」による会合が計 17 回開催され（消費者庁はオブザーバとして参加）、同年 6 月に取りまとめた。

○ 法制審議会民法（債権関係）部会（平成 21 年 11 月～現在）

消費者契約法の基本法となる民法について、平成 21 年 11 月から法務省法制審議会民法（債権関係）部会において改正のための議論がされている。